

## 西脇市特定建築行為に係る手続に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、市内におけるパチンコ店、ゲームセンター及びラブホテル（以下「建築物」という。）と地域環境との調和を図るため、特定建築行為の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に規定する建築、同法第87条第1項に規定する用途の変更及び都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為をいう。
- (2) 特定建築行為 次に掲げる建築物の建築等をいう。
  - ア パチンコ店 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第2条第1項第4号に規定するぱちんこ屋の営業の用に供する施設をいう。
  - イ ゲームセンター 法第2条第1項第5号に規定する営業の用に供する施設をいう。
  - ウ ラブホテル 法第2条第6項第4号に規定する営業の用に供する施設をいう。
- (3) 事業区域 特定建築行為の用に供する土地の区域をいう。
- (4) 建築主 特定建築行為に係る工事請負計画の発注者又はその代理人をいう。
- (5) 営業者 特定建築行為に係る建築物の営業を行う者をいう。
- (6) 施工者 建築主との契約により特定建築行為を請け負う全ての者をいう。
- (7) 近隣関係者 特定建築行為に伴い生活環境に影響を受けるおそれがある者として規則で定める者をいう。

（建築主、営業者及び施工者の責務）

第3条 建築主、営業者及び施工者は、関係法令等を遵守するとともに、市が行う必要な措置に協力しなければならない。

2 建築主、営業者及び施工者は、地域環境との調和に支障を来さないよう十分に配慮するとともに、近隣関係者との良好な関係を保つよう努めなければならない。

（事前協議）

第4条 建築主は、特定建築行為を行おうとするときは、当該特定建

築行為に関する事業計画（以下「事業計画」という。）について、建築基準法、都市計画法その他関係法令等に基づく許可若しくは認可の申請又は届出を行う前に、あらかじめ市長と協議しなければならない。

2 事業計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 特定建築行為を行う場所及び用途地域
- (2) 建築物の構造及び規模
- (3) 特定建築行為に係る工事の種別
- (4) 建築主、営業者及び施工者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。以下同じ。）
- (5) 特定建築行為の着手予定日及び完了予定日
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 市長は、第1項の規定による協議が終了したときは、建築主に当該協議が終了した旨を通知するものとする。

（標識の掲示）

第5条 建築主は、近隣関係者に対する事業計画の説明会（以下「近隣説明会」という。）の開催日から起算して14日前までに、事業区域内の公衆の見やすい場所に規則で定める標識を掲示しなければならない。

（近隣関係者への説明）

第6条 建築主は、第4条第1項の規定による協議が終了した後、近隣説明会を実施しなければならない。

2 建築主は、近隣説明会の実施に当たっては、事業計画の内容について近隣関係者の同意が得られるよう努めなければならない。ただし、近隣関係者が建築主の説明に応じないとき、その他近隣関係者の同意を得られない理由があるときは、この限りでない。

3 前項に規定する近隣関係者の同意を得られない理由とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 近隣関係者が建築主の説明に対して同意できない理由を明らかにしないとき。
- (2) その他市長がやむを得ないと認めるとき。

4 建築主は、近隣説明会を実施した旨を市長に報告しなければならない。

（事業計画の届出等）

第7条 建築主は、近隣説明会を実施した後、特定建築行為の着手日から起算して30日前までに、事業計画を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出による事業計画の変

更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、遅滞なく、当該変更後の事業計画を市長に届け出なければならない。ただし、当該変更が建築主の氏名及び住所の変更である場合には、当該変更後の建築主がこれをしてしなければならない。

3 市長は、第1項及び前項の届出を受理したときは、建築主に受理した旨を通知するものとする。

（着手等の届出）

第8条 建築主は、特定建築行為の着手日から起算して7日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定建築行為が完了したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

（報告の徴収）

第9条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、建築主に対し、特定建築行為に関して報告を求めることができる。

（指導又は助言）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、建築主に対し、指導又は助言を行うことができる。

2 建築主は、前項の規定による指導を受けたときは、当該指導により講じた措置の内容について、市長に報告しなければならない。

（勧告及び公表）

第11条 市長は、建築主が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該建築主に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(1) 第4条第1項の規定による協議をせず、又は虚偽の事実を述べて協議したとき。

(2) 第6条第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(3) 第7条第1項若しくは第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 正当な理由なく前条第1項の規定による指導に従わないとき。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第13条 第8条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処する。

（両罰規定）

第14条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の過料を科する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。